平成２６年（フ）第４８１号
福岡市南区塩原１丁目14番29―101号
債務者　松尾　信高
1　決定年月日時　平成26年11月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　増永　　弘
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年１月20日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第９３２号
福岡市早良区西新５丁目１番19号
債務者　和根崎行枝
1　決定年月日時　平成26年11月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤井　大祐
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年２月２日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１０８０号
福岡県筑紫郡那珂川町中原２丁目88番地
フェリス201号
債務者　福島　一晶
1　決定年月日時　平成26年11月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　池永　　修
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年１月16日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１５３６号
福岡県糟屋郡志免町別府東２丁目５番３号
穴田アパート102号
債務者　駒井　優二
1　決定年月日時　平成26年11月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　赤木　孝旨
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年１月19日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１５９５号
福岡市博多区冷泉町６番５―901号
債務者　森岡　洋史
1　決定年月日時　平成26年11月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　一瀬　悦朗
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年１月22日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１６１３号
福岡市西区愛宕１丁目20番７号
債務者　井上　正也
1　決定年月日時　平成26年11月５日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊黒　忠昭
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年１月15日午前11時
5　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第５９０号
仙台市青葉区上杉１丁目16番４―801号
債務者　山口　　巌
1　決定年月日時　平成26年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山田いずみ
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年２月12日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成27年１月６日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第６１２号
仙台市太白区太白３丁目１番７―304号
債務者　石垣　　均
1　決定年月日時　平成26年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　内藤　喜仁
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年２月２日午前10時10分
5　免責意見申述期間　平成27年１月６日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第４５８９号
大阪府寝屋川市大利町３番20号、前住所大阪府寝屋川市桜木町４番19号
債務者　永田　和久
1　決定年月日時　平成26年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　安藤　良平
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年１月22日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成27年１月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第７３９号
神戸市灘区灘南通４丁目３番22号　クレッソ六甲302号、住民票上の住所神戸市灘区灘南通４丁目３番22号　クレッソ六甲303号
債務者　栢分　厚至
1　決定年月日時　平成26年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　福田　大祐
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年１月28日午前10時
5　免責意見申述期間　平成27年１月８日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１５８号
群馬県高崎市箕郷町下芝368番地３
債務者　島根　　誠
1　決定年月日時　平成26年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　倉崎　淳一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年３月11日午前10時35分
5　免責意見申述期間　平成27年１月９日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２６年（フ）第２６０号
兵庫県伊丹市山田４丁目１番36―307号、前住所兵庫県川辺郡猪名川町つつじが丘４丁目10番地９
債務者　建元　昌仁
1　決定年月日時　平成26年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　安達　絵里
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年２月12日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成27年１月９日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２６年（フ）第８２５号
広島県東広島市黒瀬町津江4154番地１
債務者　有田　博文
1　決定年月日時　平成26年11月10日午後０時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤岡　達麻
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年12月25日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成27年１月９日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第４５２７号
大阪府吹田市五月が丘東１番６号
債務者　佐藤　定江
1　決定年月日時　平成26年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　玉田　裕子
4　免責意見申述期間　平成27年１月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２６年（フ）第２６号
石川県鳳珠郡能登町字九里川尻９字16番地
債務者　畑中　勝夫
1　決定年月日時　平成26年11月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月24日まで
金沢地方裁判所輪島支部

平成２６年（フ）第３１３号
函館市川原町18番２―103号　函館川原町団地第２号棟
債務者　小割　　治
1　決定年月日時　平成26年11月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月26日まで
函館地方裁判所

平成２６年（フ）第４００１号
大阪市浪速区大国３丁目６番16―801号
債務者　小島　匡詞
1　決定年月日時　平成26年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４０１５号
大阪市西成区橘３丁目18番６号
債務者　信田　　智
1　決定年月日時　平成26年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部